ACSES ニュースレター_２２６５号（2022 年 2 月 18 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
○新潟県村上市の菓子メーカーの工場火災
・新潟 菓子メーカー工場火災 誘導灯の不備指摘も改善記載なし〈放送報道〉
・「消防の不手際」改善されたか現地確認せず 三幸製菓工場火災〈放送報道〉
・三幸製菓の別工場にも消防検査　生産再開まで 3 カ月と発表〈Web 報道〉
○医師大量退職の大津市民病院、さらに５人辞意　「病院幹部がパワハラ」〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・菓子工場の消火設備や避難経路を確認　新潟の火災うけ　静岡・沼津市〈放送報道〉
・サイバー攻撃で診療継続 3 割　病院調査、対策に遅れ〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 山中に半世紀眠るダイオキシン入り除草剤　林野庁が撤去の可否を調査〈新聞報道〉
[備考]
◇埋設農薬の管理状況〈農林水産省〉
◇埋設農薬、未処理２千トン　補助金切られ１０道県難航〈新聞報道〉
[4] 健康安全
◇マスク習慣で花粉症半減　福井大、小学生を調査〈Web 報道〉
◇遅寝で ADHD と似た症状　誤診の恐れも、名古屋大〈Web 報道〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 314 号）〈官報〉
◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 315 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 316 号）〈官報〉
[6] 環境安全関係
◇冬の飲食店換気しても CO2 濃度上昇なぜ？　京都府調査ガスコンロや暖房影響〈新聞報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　１件
[8] その他省庁発表　　３件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　12 件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[10] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　　○欧州：７件　　○米国：６件　　○カナダ：５件　　○オーストラリア：１件
○シンガポール：１件

沈丁花（ジンチョウゲ）

[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇アサリ、ワカメ、ウナギ…相次ぐ国産偽装の主犯は業者でなく「安いニッポン」〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027643/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220217_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：79 件
うち重大事故等として通知された事案：29 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027642/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220217_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):6件
(2)事故情報(食中毒情報)：11件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：30件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：3件

◇事故、事件の続報

○新潟県村上市の菓子メーカーの工場火災

・新潟 菓子メーカー工場火災 誘導灯の不備指摘も改善記載なし

＜NHK　2022 年 2 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220217/k10013488191000.html
新潟県村上市にある菓子メーカー「三幸製菓」の工場で起きた 6 人が死亡した火災で、火が出た建物は消防の立ち入り検査で誘導灯の不備が指摘されたもののその後、会社が提出した報告書には改善したという記載がなかったことが消防への取材でわかりました。
今月 11 日の夜、村上市にある「三幸製菓」の荒川工場で南側の建物が全焼し、清掃作業を担当していたアルバイト従業員の女性 4 人が死亡したほか、焼け跡からいずれも 20 代の男性従業員とみられる 2 人が遺体で見つかりました。
消防によりますと、火が出た建物ではおととし、消防の定期的な立ち入り検査が行われ、誘導灯の作動不良や消火器の設置場所など、合わせて 6 つの項目について不備が指摘されたということです。
しかし、その後、会社が改善点をまとめて消防に提出した報告書には、誘導灯について記載はなかったということです。
これまでの調べで死亡した 6 人のうち 4 人の女性従業員は玄関近くの防火シャッターの前で倒れていて停電し、煙が充満する中で逃げ遅れた可能性があるとみられています。
警察は引き続き、出火原因の特定を進めるとともに防火や避難の体制など会社側の安全管理に問題がなかったか

どうか、業務上過失致死の疑いで調べています。

・「消防の不手際」改善されたか現地確認せず 三幸製菓工場火災
＜BSN 新潟放送　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.ohbsn.com/news/detail/kennai20220217_17626710.php
新潟県村上市で６人が死亡した三幸製菓の工場火災について、村上市の高橋市長は１７日、村上市消防本部が過去に荒川工場に改善を指導した際、実際に改善されたかどうか現地で確認していなかったことについて消防の不手際だったとの認識を示しました。
村上市の三幸製菓荒川工場で１１日深夜に起きた火災では、アルバイト清掃員の女性４人が亡くなり、２人の遺体が見つかっていました。このうち１人の身元が１７日に分かり、警察は工場で勤務していた渡部祐也さん（２２歳）と発表しました。
警察は、火災による停電や防火シャッターが降りていたことなどが逃げ遅れにつながった可能性があるとみて、業務上過失致死の疑いで調べを進めています。
荒川工場をめぐっては、村上市消防本部が定期的に立ち入り検査をしていました。２０２０年の検査では自動火災報知機の作動不良などが確認されていて、会社側は「改修した」と報告していたということです。ただ、村上市によりますと、消防はその後の現地確認を行う義務はなく、実際に改善策がとられているかどうかは確認していなかったということです。
【村上市　高橋邦芳市長】
「事業者からの改善計画を確認した上で、現地で確認していなかった。消防本部の不手際はあるだろうということで、それはしっかりやるべきだろう」
一方、今回の火災を受け、新潟県内の製菓メーカーは避難計画の見直しなどを行っています。新潟市江南区の亀田製菓は急きょ対策チームを設置し、火災に関するチェックリストを作成しました。
【亀田製菓　小林章取締役ＣＦＯ】
「当然、火を扱っているということはリスクが必ずある。どこまでそれを事前に防げるか」
また停電時に備え、バッテリー内臓の誘導灯を設置する予定だということです。
【亀田製菓　小林章取締役ＣＦＯ】
「最終的には仕組みとしてしっかり定着させないと、いざというときに意味がなくなってしまうので、意識してしっかりやっていきたい」
長岡市の岩塚製菓は生産ラインを巡回し、自動消火設備や消火器などが作動するかチェックするとともに、避難経路を確認し従業員に徹底したということです。
新潟市北区の栗山米菓は避難経路や誘導灯・非常口などを確認し、消化設備を再点検しているということです。

・三幸製菓の別工場にも消防検査　生産再開まで 3 カ月と発表
＜共同通信　2022 年 2 月 16 日＞　https://nordot.app/866620280637243392?c=39546741839462401
　新潟県村上市の米菓製造大手「三幸製菓」荒川工場で 6 人が死亡した火災を受け、消防は 16 日までに、同県新発田市にある同社の「新発田工場」に緊急の立ち入り検査をした。新潟市の消防は同社以外にも火を取り扱う類似工場の検査を進める方針で、避難誘導の状況などを確認していく。
　また、三幸製菓は 16 日、火災後に生産を停止した全工場に関し、再開までに約 3 カ月を要する見通しだと発表した。原因究明と再発防止対策を優先するためとしている。

・医師大量退職の大津市民病院、さらに５人辞意　「病院幹部がパワハラ」
＜京都新聞　2022 年 2 月 18 日＞　https://nordot.app/867149254973243392?c=39546741839462401
　地方独立行政法人・市立大津市民病院（大津市本宮 2 丁目）の「外科・消化器外科・乳腺外科」の医師 9 人が退職する意向を示している問題で、「脳神経外科」に所属する全ての医師 5 人も 4 月以降に退職する意向を示していることが 17 日、京都新聞社の取材で分かった。医師らは、人事を巡って病院幹部によるパワーハラスメント的な行為があったと主張している。
■京大医学部「信頼関係は困難」

病院関係者の説明によると、昨年７月以降、北脇城理事長らが脳神経外科に医師の入れ替えや人数削減などを複数回にわたって迫ったという。医師５人を送り出している京都大医学部側は「大津市民病院との間では、信頼関係をもとに人事関係を構築していくことが困難」との見方を示している。同大学の関係者によると、地域医療に影響を及ぼさないため、５人中４人の医師は同市内の病院に移るという。

■4 月以降、新たな手術制限

脳神経外科は、脳卒中、脊椎、脊髄などの外科手術を行っている。術後に長期的なケアを必要とするため、4 月以降、新たな手術の受け入れは制限される見通し。京都新聞社の取材に、同科の医師の１人は「地域医療にこのような混乱を招いた理事長らのやり方は、医療者としても経営者としても非常に稚拙だ」と訴えている。

５人の退職意向について病院側は「把握していない」としている。

この問題を巡っては、退職の意向を示している「外科・消化器外科・乳腺外科」の医師が、理事長らから退職を強要されるパワハラを受けた、と主張。病院側は否定している。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・菓子工場の消火設備や避難経路を確認　新潟の火災うけ　静岡・沼津市

＜テレビ静岡　2022 年２月 15 日＞　https://www.sut-tv.com/news/indiv/14620/

・サイバー攻撃で診療継続３割　病院調査、対策に遅れ

＜共同通信　2022 年２月 16 日＞　https://nordot.app/866583252739588096?c=39546741839462401

サイバー攻撃によって電子カルテなどの診療システムが障害を受けても診療を続けられる態勢を整えている病院は約３割にとどまることが、病院団体の全国調査の中間報告で 16 日、分かった。身代金要求型のコンピューターウイルス「ランサムウエア」による被害が相次ぐ中、病院の対策遅れが浮き彫りになった。関係者は「公的な補助金が不可欠」と訴えている。

調査は病院の団体でつくる四病院団体協議会と、一般社団法人の医療 ISAC（アイザック）が全国の 5596 病院を対象に実施。1 月 31 日から 2 月 10 日までに届いた 476 病院の回答を中間報告としてまとめた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_F2DEZhPgUjFeuZY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9VSKGJFGiEHMc69Y

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年２月 17 日版）

＜厚生労働省　2022 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2nulN75pp27jU0BY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2022 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0HGvPbRjrWTpW8pY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P8VC0HJVCjEXIeqtY

◇マスコミ報道　見出し

・国内死者、2 日連続で 200 人超　10 代男性も、感染９万人

＜共同通信　2022 年２月 16 日＞　https://nordot.app/866618754913746944?c=39546741839462401

・東京都　「BA.2」“都内初の市中感染が起きたとみられる”

＜NHK　2022 年２月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220217/k10013489111000.html

---

[対策・予防]

・「まん延防止」　関西３府県など16道府県延長 沖縄など５県解除へ

＜NHK　2022年２月17日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220217/k10013488491000.html

今月20日に期限を迎える21道府県のまん延防止等重点措置をめぐり、松野官房長官は、現時点で16道府県から延長の要請が、４県から解除の要請があったと説明しました。

これを踏まえ政府は、関西３府県や北海道、福岡など16道府県で重点措置を延長する一方、沖縄や山口など５県は解除する方針です。

新型コロナ対策でまん延防止等重点措置が適用されている36の都道府県のうち、21道府県が今月20日に期限を迎えます。

これについて、松野官房長官は午前の記者会見で「これまで延長の要請があった12道府県に加え、現時点で石川県、大阪府、広島県、佐賀県から要請があった。また、解除については、山口県に加え、山形県、島根県、沖縄県から要請があった。さらに、27日に期限を迎える和歌山県からも延長の要請があった」と述べました。

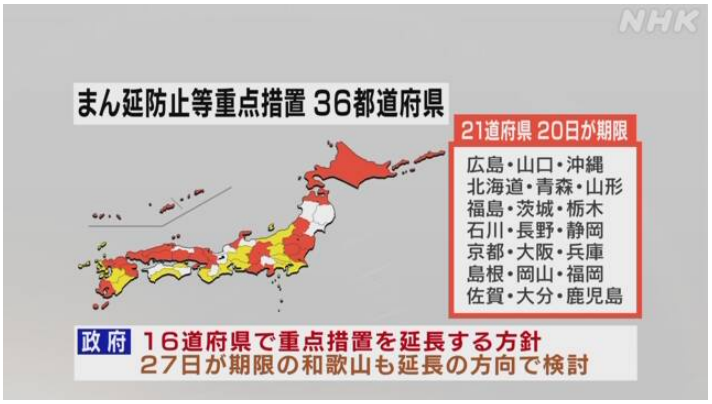

政府は、21道府県のうち、関西３府県や北海道、福岡など16道府県で重点措置を延長する方針で、今月27日に期限を迎える和歌山も延長する方向で検討を進めています。

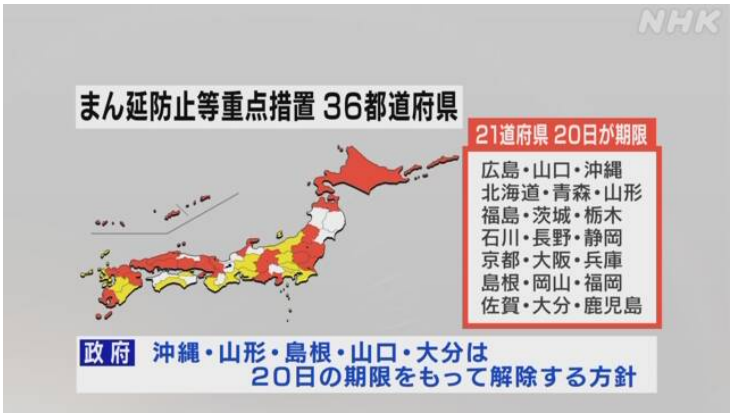

一方、感染状況が改善している沖縄、山形、島根、山口、大分の５県は、20日の期限をもって解除する方針です。

岸田総理大臣は17日午後、関係閣僚と協議し、17日夜７時から記者会見して対応を明らかにすることにしており、18日に専門家に諮ったうえで正式に決定する予定です。

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」HPを更新しました

＜厚生労働省　2022年２月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xz25qgJ79aMHFV9VY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022年を更新しました

＜厚生労働省　2022年２月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N81JWvKLBVP35aOlY

・第72回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和４年２月16日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 2 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9lfpRrmCa8v8zWxY
・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について
＜厚生労働省　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9FWLGZBHiUDNfu5Y

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望の申請方法について
＜厚生労働省　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8lNXvaPAVfz4aahY

・外国語の新型コロナワクチンの予診票等のご案内を掲載しています
＜厚生労働省　2022 年 2 月 16 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y2rUe4S_VvbB8RFY
****

[3] 山中に半世紀眠るダイオキシン入り除草剤　林野庁が撤去の可否を調査
＜朝日新聞　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2K6R9XQ2KUTIL01T.html
　猛毒のダイオキシンを含む除草剤約 26 トンが 15 道県 42 市町村の山中に半世紀前から埋められている問題で、林野庁は撤去に向けた方策の調査を始めたことを 17 日、国会で明らかにした。これまでは安全性に問題がないとして撤去に消極的だったが、災害リスクの高まりを懸念する自治体の声を踏まえ、方針を転換した。同庁は年度内にまとめる調査結果を踏まえ、撤去の可否を判断するとしている。
　17 日の衆議院予算委員会の分科会で、共産党の田村貴昭議員の質問に答えた。
　林野庁は昨年 11 月に環境保全などを手がけるコンサルタント会社に調査を委託。岐阜、高知、佐賀、熊本の各県の埋設地で撤去に向けた方策を調べている。林野庁の天羽隆長官は 17 日、「埋設地の自治体と連携して、住民の不安の軽減に努めたい」と答弁した。調査結果を踏まえて、撤去の可否を検討するという。
　林野庁によると、埋設されて…

[備考]
◇埋設農薬の管理状況
＜農林水産省＞　https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_maisetu/maisetu.html
埋設農薬の管理においては、都道府県等が、土壌調査や水質調査等を行い、周辺環境が当該農薬に汚染されていないことを定期的に確認しています。都道府県等で、適切に無害化処理が行える場所から順次、無害化処理を進めています。
農林水産省は、都道府県等に対し、処理計画の策定や環境調査に必要となる財政的な支援及び技術的指導を行っています。
これまでの経緯
昭和 20 年代から農薬登録されていた有機塩素系農薬（BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン及びエンドリン）は、残留性が高いなどの問題があったため、昭和 46 年に販売の禁止又は制限を行いました。これらの農薬は、当時、無害化処理法が確立されていなかったことから、昭和 46 年に農林水産省（当時、農林省）が、これらの農薬を周辺に漏洩しない方法により埋設処理を行うことを決め、農林水産省の指導に基づき、都道府県、市町村、農業者団体等により埋設処理が行われました。こうして埋設された農薬を「埋設農薬」と呼んでいます。
これらの農薬は、2001 年（平成 13 年）に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」により、適切な管理を行うこと及び処理を行う場合は環境に配慮した適正な方法で実施することが求められています。
このため、農林水産省は、平成 13 年に埋設農薬の状況を調査しました。
さらに、技術の進歩により、環境を汚染せずに埋設農薬を無害化する処理法が確立したことから、農林水産省は、埋設農薬の処理が着実に進むよう、平成 16、17 年度において、都道府県向けの補助金による支援を行いました。また、平成 18 年度以降は、当該補助金に見合った金額を税源移譲したことに伴い、都道府県等が、埋設農薬の管理や処理を行っています。

農林水産省は、都道府県での管理及び処理の状況を把握し、それらをまとめて当ホームページ上で情報提供しています。

管理等に対する基本的な考え方

埋設農薬の管理においては、都道府県等が環境に配慮し適切に実施する必要があります。また、無害化処理を行う際は、環境を汚染しないよう、掘削する範囲を特定したり、周辺に漏洩がないかを確認した上で処理を進めています。

農林水産省は、都道府県等に対して、処理計画の策定や環境調査に必要となる財政的な支援及び技術的指導を行っています。

管理状況

農林水産省は、平成 13 年に埋設農薬の実態を把握するための調査を、また、平成 20 年にその後の埋設農薬の管理状況を把握するための調査を行いました。

それらの結果、確認された埋設農薬は、全国 24 道県、168 か所の約 4,400 トンでした。また、そのうち、全国 46 カ所の約 2,200 トンの農薬が、既に無害化処理されており、残りの 11 道県の約 2,200 トンの農薬は、適切に管理されていました。

平成 20 年 4 月から平成 31 年 3 月までに、関係道県等において、約 1,900 トンの埋設農薬が無害化処理されました。

残りの約 300 トンの埋設農薬は、関係県等が、土壌調査、水質調査等の実施により、周辺環境が汚染されないよう適切に管理しています。埋設農薬の管理及び処理の状況は（別表）のとおりです。

（別表）埋設農薬の管理及び処理の状況

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_maisetu/attach/pdf/maisetu-4.pdf

---

◇埋設農薬、未処理２千トン　補助金切られ１０道県難航

＜朝日新聞　2008 年 9 月 5 日＞

https://www.knak.jp/munikai/ta-sangyo/pesticides/maisetu-noyaku.htm

７０年代に国の指導で地下に埋められた有害農薬の最終処理が頓挫している。国は国際条約を批准して来春までに処理を終える計画だったが、財政難から１０道県で２０８３トンが地下に眠ったまま。地震で地中に漏れ出る危険もある。国は「税源は移譲した」との立場で、解決のめどが立っていない。

有害農薬が地下に埋設されることになったのは１９７１年、旧農林省が農作物に残留して体内に蓄積して健康被害を引き起こすとして、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、ＢＨＣ、ＤＤＴの５種類の有機塩素系農薬の使用を禁止。最終的には無害化処理が必要だが、当時は高温焼却などの技術はなかったため、地下に埋めるよう都道府県に指導した。３０道県が計約４６６０トンを、プラスチックのコンテナに入れた上で、県有地や農薬メーカーの敷地などの地下にコンクリートの箱に密閉するなどして埋めた。

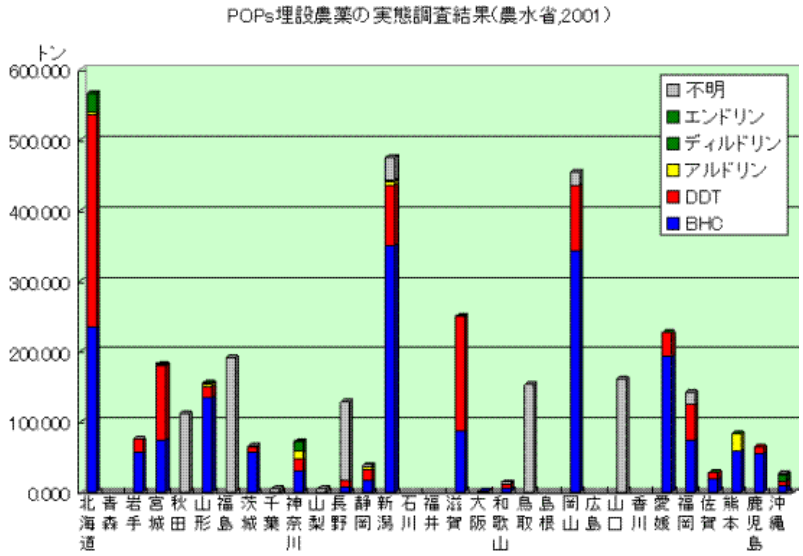

政府は０２年、有害化学物質を規制する「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を批准したことから、地中に埋めた農薬の最終処理を検討。条約に期限はないが、国は０４年度から５年で処理する計画をたて、０４、０５両年度は国が費用の半分を負担する補助事業（各約４億円）を組んだ。しかし、国から地方に税源を移譲する三位一体改革で、０６年に補助金は廃止になった。

ストックホルム条約

各国が講ずべき対策

①製造、使用の原則禁止（アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、ＰＣＢ）及び原則制限（ＤＤＴ）

②非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、ＰＣＢ）

③ＰＯＰｓ（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）を含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

④これらの対策に関する国内実施計画の策定

⑤その他の措置

・新規ＰＯＰｓの製造・使用を予防するための措置

・ＰＯＰｓに関する調査研究、モニタリング、情報公開、教育等

・途上国に対する技術・資金援助の実施

農林水産省の４月時点の調査を基に朝日新聞社が調べた結果、３０道県のうち２０県で最終処理が完了していたが、１０道県の１２０カ所で未処理だった。同省は犯罪予防や安全維持を理由に埋設場所は非公表としている。

０５年の朝日新聞社の都道府県への調査で１２道府県で周辺土壌や地下水への汚染が確認された。うち５府県では環境基準を上回っていた。その後、土壌の除去などが進められている。専門家からは地震などの災害時に地盤がゆるんで農薬が地中に漏れ出る危険性も指摘されている。

９４カ所と埋設場所が最多だった新潟県は、０５年度から計約６億円を投じて処理を進めたが、８８カ所が未処理で、うち７４カ所は計画すらない。埋設場所を集約せずに自治体単位で埋めたことが障害となっている。県の担当者は「予備調査に１年、掘削作業に１年はかかる。予算にも限りがあり、やれる所からやっていくしかない」と嘆く。

北海道、滋賀、鳥取、岡山の４道県はまったく処理計画がない。北海道は最も数量が多く、農薬メーカーの敷地２カ所に計５６６トンが眠る。担当者は「元々は国の指導で地下に埋めた。本来、条約への対応や農薬の管理は国の責務。財源を含めて国が最終処分まで対応すべきだ」と不満を隠さない。

処理したくても物理的にできないケースもある。鳥取県は国が補助金を出す前から独自に処理に取り組み、４５カ所を１８カ所まで減らした。しかし、残りの大半は建物や道路ができて、掘り返せないのが実態だという。

１０カ所中８カ所で処理を終えた長野県。上田市のゴルフ場敷地内は今年度中に処理できる予定だが、最後の１カ所は富士見町の農協の貯蔵庫の地下。何とか建物を撤去せずに周りから取り除く方法はないか調査中だ。

農水省農薬対策室は「国から地方に税源が移譲された中で、最終処理の費用分も上乗せされている。最終処理を優先するか否かは各道県の判断次第」とし、新たな予算措置の予定はないとしている。

****

[4] ***健康安全***

◇マスク習慣で花粉症半減　福井大、小学生を調査

＜共同通信　2022 年 2 月 17 日＞　https://nordot.app/866878235028504576?c=39546741839462401

福井大のチームは 17 日、新型コロナウイルス感染拡大でマスク着用が習慣化したことによって、小学生のスギ花粉症の発症率が半減したとの調査結果を発表した。

関連学会による 2019 年の全国調査では、花粉症の人の割合は小学校入学前後から急増。登下校などの屋外行動が増えることが一因とみられる。

チームは新型コロナ感染拡大で、花粉症を発症していない人でもマスク着用率がほぼ 100％になったことに着目。21 年 6～7 月、県内の小学生の保護者にアンケートをし、2 万 2081 人から回答を得た。新たに花粉症を発症した児童の割合は 1.4％で、感染拡大前の平均 3.1％から半減していた。

◇遅寝で ADHD と似た症状　誤診の恐れも、名古屋大

＜共同通信　2022 年 2 月 16 日＞　https://nordot.app/866581132502237184?c=39546741839462401

午後 10 時より後に寝る子どもは、じっとしていられず集中力を持続できないといった「注意欠陥多動性障害（ADHD）」のような症状が出やすいとの研究結果を、名古屋大と浜松医大のチームが米医学誌に発表した。遅寝の子どもが ADHD と誤診されている恐れがあるという。

チームは、8～9 歳の 835 人のゲノム（全遺伝情報）や睡眠習慣を調査。ADHD に関連する症状の程度を得点化し、比較した。

すると寝る時間が午後 10 時より遅い子どもは、得点が高かった。遺伝的には ADHD になりにくい子どもで顕著だという。睡眠時間や眠るまでにかかる時間は、症状と関連がみられなかった。

****

[5] *肥料*

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 314 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 17 日　号外　第 33 号　4～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220217/20220217g00033/20220217g000330004f.html

肥料の新規登録 190 件が公示された。

◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 315 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 17 日　号外　第 33 号　8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220217/20220217g00033/20220217g000330008f.html

肥料の生産業者の住所及び肥料の名称の変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 316 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 17 日　号外　第 33 号　8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220217/20220217g00033/20220217g000330008f.html

肥料の登録失効７件が公示された。

****

[6] *環境安全関係*

◇冬の飲食店換気しても CO2 濃度上昇なぜ？　京都府調査ガスコンロや暖房影響

＜朝日新聞　2022 年 2 月 17 日＞

新型コロナウイルスの感染対策として重要な換気。人が集まる店や施設では、目安として人が吐く息(呼気)にも含まれる二酸化炭素(CO2)の濃度を測って表示する所も多い。適切な濃度は厚生労働省によると、1 千ppm以下。ところが、冬場の飲食居では、この値を超えてしまうケースが相次いでいることが、京都府が集めたビッグデータから明らかになった。

原因を突き止めて対策をとるべく、専門家や府の担当者が1月末、京都市内の飲食店で現地調査を実施。記者もマスク着用や距離を保つといった感染対策をした上で、同行した。

店内のCO2濃度が１千ppmを超えて困っていたのは、京町家でお総菜「おばんざい」や酒類を提供する「れんこんや」（京都市）店主の伊藤美紀さん。府の担当者の巡回時に、「換気しているのに濃度が下がらない」と相談していた。

現地調査では、2020年から飲食店やイベント会場でCO2濃度を測定し、分析している石垣陽・電気通信大特任准教授と、猪飼宏・京都府立医大教授らがCO2センサーや空気の流れを測定する機器を店内に設置した。

テーブル数卓とカウンター数席の店内を閉め切り、ドライアイスを気化させてCO2濃度を５千ppmほどに上げた後、営業時と同じように窓を少し開けて換気扇を回す。石垣さんによると、CO2濃度の下がり方を調べることで、換気が適切かどうかわかるという。

店内の CO2 濃度は 30 分足らずで半分以下に低下した。石垣さんは「十分な換気能力がありますね」と説明。次に、伊藤さんに通常の開店準備と同じ作業をしてもらった。調理揚のガスコンロ３口に点火すると、小さな居内の CO2 濃度はみるみる上昇し、1 千 ppm を超えた。CO2 濃度を上げていたのは呼気ではなく、感染リスクとは関係

ないガスコンロだった。

石垣さんは「換気は適切で、火を使っている間は、１千～1500ppmがこの店での基準。そこからの上がり具合に注意すれば大丈夫です」と伊藤さんに説明。伊藤さんは「きちんと換気できていることがわかって良かった」と安心した様子だ。「１千ppm以下という数字だけ広まっていて、お客さんも店側も神経質になることもある。業態によって違うということを知ってもらえれば」と話した。

日本産業衛生学会が接客業者向けに作成したマニュアルでは、１時間に２回、窓を聞けることを適切な換気の目安としている。対角線上の窓２カ所を開けるのが効果的だが、１カ所あるいはドアだけの揚合は、開けた窓やドアに向かって空気が流れるようにサーキュレーターを置くことを勧めている。

それでも、京都府内の飲食店全体では、冬はC02濃度か高くなる傾向があるという。暖房などの影響とみられる。

こうしたデータは、府の支援を受けて1500店に設置されているC02センサーが集めたデータから判明した。同様の支援には多くの自治体が取り組むが、京都府はセンサーが５分ごとに自動送信した測定データを収集している点で、他の自治体と異なる。府の担当者はデータを基に、飲食居を巡回したり、相談に乗ったりする仕組みだ。

石垣さんは「換気できていても冬はC02濃度が高くなりうるということが、京都府のデータで初めてわかった」と説明。「(伊藤さんと)同じような悩みを抱える店では、客がいない時に設備をフル稼働させてC02濃度を測り、ベースを把握することから始めてほしい」と呼びかける。

府の梅原和久・産業労働総務課参事は「(センサーを)渡しっぱなしではなく、有効に使って次の感染対策に生かしたい」と話す。府は集めたデータを解析し、感染対策について独自のガイドライン策定を進めるとしている。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「有明海・八代海等総合調査評価委員会中間取りまとめ（案)」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110506.html

****

[8] ***その他省庁発表***

◇令和三年度以降の五年間についての石油備蓄目標（経済産業省告示第 18 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 17 日　本紙　第 5677 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220217/20220217h00677/20220217h006770006f.html

---

◇人事院規則一九ー○（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院１９－０－１４）

［官報］　令和 4 年 2 月 17 日　号外　第 33 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220217/20220217g00033/20220217g000330001f.html

目次

第一章～第四章（略）

第五章　各省各庁の長等が講ずべき措置等（第三十二条 悽第三十四条）

第六章　雑則（第三十五条 娣娣娣娣娣娣 ）

附則

（育児休業をすることができない職員）

（育児時間を請求することができない職員）

（勤務環境の整備に関する措置）

（育児休業の取得の状況の報告及び公表）

附則

（施行期日）

１　この規則は、令和四年四月一日から施行する。（人事院規則一 悽三四の一部改正）

２　人事院規則一 悽三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～十一（略）
十二　育児休業

◇人事院規則二ー四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成四年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第１号）
［官報］　令和４年２月 17 日　号外　第 33 号　10 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220217/20220217g00033/20220217g000330010f.html
改正項
１　（略）
２　委任する権限及び所轄業務
****
[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・令和３年度「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会の Web 開催について
３月４、16、18 日
＜環境省　2022 年２月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110552.html
・農薬第二専門調査会（第17回）の開催について（非公開）　２月２８日
＜内閣府　2022年2月17日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_17.html
（１）農薬（メパニピリム）の食品健康影響評価について
（２）その他
・農薬第三専門調査会（第13回）の開催について（非公開）　２月２５日
＜内閣府　2022年2月17日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai3_senmon_13.html
（１）対象外物質（くん液蒸留酢酸）の食品健康影響評価について
（２）その他
・ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（第8回）の開催について　２月２４日
＜内閣府　2022年2月17日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_wine_annai_8.html
（１）硫酸銅に係る食品健康影響評価について
（２）フィチン酸カルシウムに係る食品健康影響評価について
（３）その他
・食品安全委員会（第848回）の開催について　2月22日
＜内閣府　2022 年２月 17 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai848.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・飼料添加物　１品目
25-ヒドロキシコレカルシフェロール
（２）農薬第四専門調査会における審議結果について
・「トリネキサパックエチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）農薬第五専門調査会における審議結果について
・「ピラジフルミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・添加物「フェロシアン化カリウム」に係る食品健康影響評価について
・農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「オルトジクロロベンゼン」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「クロキサシリン」に係る食品健康影響評価について
（５）令和３年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び令和４年度食品健康影響評価技術研

究新規課題の事前評価結果（案）について
（６）その他
・除去土壌の処分に関する検討チーム会合（第７回）の開催について　　２月 24 日
＜環境省　2022 年２月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110541.html
1.　除去土壌の埋立処分に係る実証事業について
① 東海村実証事業（第１区、第２区）の結果について
② 丸森町実証事業の予備調査結果と実証事業計画について
③ 東海村における除染廃棄物の分別試験（予備調査）結果について
2. 除染廃棄物から分別した除去土壌の埋立処分に当たっての論点について
3. 今後の進め方について
4. その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　３月３日
＜厚生労働省　2022 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_l-BE5pNg0rHdmRY
生物学的製剤基準の一部改正について
その他
・令和３年度食品健康影響評価技術研究成果発表会の開催について　　３月２日
＜内閣食品安全委員会事務局　2022 年２月９日
http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu_happyo/r3_kenkyu_happyo_annai.html
（１）導入遺伝子が存在しない宿主ゲノム遺伝子発現改変植物由来食品の安全性評価点の解明　（千葉大学大学院園芸学研究院　児玉 浩明）
（２）メチル水銀の脱メチル化機構における食品中の水銀／セレンのバイオジェニックナノ粒子形成　（千葉大学大学院薬学研究院　小椋 康光）
（３）二値反応の用量反応データを対象としたベンチマークドーズ計算ソフトウェアの開発研究　（京都大学大学院医学研究科　西浦　博）
・第８回自殺総合対策の推進に関する有識者会議（オンライン開催・ペーパーレス）を開催します　２月 24 日
＜厚生労働省　2022 年２月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l23qkNr9opm_iXQFY
・報告書骨子案
・その他
・大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会（第４回）の開催について　　２月 24 日
＜文部科学省　2022 年２月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdzac4TcR6wrAbF
1. 共用等ガイドラインの検討について
2. その他
・地震調査研究推進本部 政策委員会 第 85 回調査観測計画部会の開催について　　２月 24 日
＜文部科学省　2022 年２月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdzac4TcR6wrAbL
(1) 令和４年度重点的調査対象活断層について
(2) 地震・津波観測網に関する主な取組について
(3) その他
・教育データの利活用に関する有識者会議(第７回)の開催について　　２月 21 日
＜文部科学省　2022 年２月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdzac4TcR6wrAbM
1. 教育データの分析等の利活用について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・大学院部会（第 104 回）　配付資料　　２月 16 日
＜文部科学省　2022 年２月 17 日＞

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/1422801_00004.html

1. 人文科学・社会科学系における大学院生のキャリアパス等について
2. 大学院におけるリカレント教育の振興について
3. その他

****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 574 号　2022 年 2 月 17 日　から＞

〇国際

・ADR Multilateral agreements

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 2 月 7 日＞　https://unece.org/adr-multilateral-agreements

UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する協定(ADR)の 1.5.1 に基づく多国間協定 M343「UN3082 の環境に有害な物質および包材の性能試験の要件」に 2022/01/28 付けでフィンランド共和国が署名したことを掲載した。

〇欧州

・Single-use plastics: new rules for reporting on the reduction of single-use plastic food containers adopted

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 7 日＞

https://ec.europa.eu/environment/news/single-use-plastics-new-rules-reporting-reduction-single-use-plastic-food-containers-adopted-2022-02-07_en

欧州委員会(DG Environment)は、EU 加盟国が使い捨てプラスチック指令に基づくプラスチック食品容器および飲料用カップの消費削減量を計算し、検証し、削減するために加盟国が講じた措置を報告することを規定する新たな規則を採択したと報じている。

・Zero pollution: Commission seeks views on review of EU rules on use of mercury

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 8 日＞

https://ec.europa.eu/environment/news/zero-pollution-commission-seeks-views-review-eu-rules-use-mercury-2022-02-08_en

欧州委員会(DG Environment)は、水銀の使用に関する規則の見直しに対する意見募集を開始すると発表した。意見提出は 2022/05/03 まで。欧州では依然として歯科用アマルガム、ランプや測定装置などの特定の製品に水銀が使用されており、この見直しはゼロ汚染目標に貢献するものと説明している。意見募集　→

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12924-Mercury-review-of-EU-law_en

・COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) /... amending Regulation (EU) No 649/2012 of the European Parliament and of the Council as regards the listing of pesticides, industrial chemicals, persistent organic pollutants and mercury and an update of customs codes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 10 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AC%282022%29710&qid=1644533080676

欧州委員会(DG Environment)は、農薬、工業化学品、残留性有機汚染物質、水銀のリストの更新、および税関コードの更新に関し、規則 (EU)No 649/2012 (欧州 PIC 規則)を改正する欧州委員会委任規則(案)を官報公示した。この委任規則案は、PIC 規則の附属書 I および V を改正するもので、官報公示から 45 日経過後の月初に適用される。

・Updated tools: New IUCLID service release

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 7 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/updated-tools-new-iuclid-service-release

ECHA は、SCIP ユーザーに関連する改善と修正がなされた IUCLID 6 (version 6.8.0)がリリースされたと報じている。IUCLID 6 (version 6.8.0)サイト　→

https://iuclid6.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/iuclid-6-v6-8

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 7 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、ベンゾイルパーオキサイド(CAS RN 94-36-0)および Reaction mass of1,3-dioxan-5-ol and 1,3-dioxolan-4-ylmethanol (CAS RN 特定されず)の CLP 規則による欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、2022/04/08 までの意見募集を開始した。

・ECHA Weekly - 9 February 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 9 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-111
ECHA は ECHA Weekly の 2022/02/09 版を掲載した。

・Applications for authorisation - current consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 9 日＞
https://www.echa.europa.eu/applications-for-authorisation-consultation
ECHA は、17 件の REACH 認可申請を公開し、2022/04/06 までの意見募集を開始した。

○米国

・EPA Extends Public Comment Period for Draft Screening Level Approach for Fenceline Communities and Releases Registration Information for SACC Meeting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 7 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-extends-public-comment-period-draft-screening-level-approach-fenceline
EPA は、企業に隣接し、企業活動の影響を受けやすいフェンスラインコミュニティへの周辺大気や水の暴露を評価する TSCA スクリーニングレベルアプローチ(version 1.0；草案)に対する意見募集期間を 2022/03/22 まで延長することを発表し、化学物質に関する科学諮問委員会(SACC)公開会議への参加登録情報を掲載した。公開会議への参加登録　→
https://event.capconcorp.com/form/view.php?id=134059

・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal of Currently Approved Collection and Request for Comment; Notification of Substantial Risk of Injury to Health and the Environment Under the Toxic Substances Control Act (TSCA)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/08/2022-02561/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-of-currently-approved-collection-and
EPA は、「TSCA に基づく人健康および環境への重大なリスクの通知」と題する情報収集要求(ICR)(EPA ICR No. 0794.17)を更新するため行政管理予算局に提出することを計画しているが、提出前に当該 ICR についての意見募集を官報公示した。意見提出は 2022/04/11 まで。

・National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants: Coal- and Oil-Fired Electric Utility Steam Generating Units-Revocation of the 2020 Reconsideration, and Affirmation of the Appropriate and Necessary Supplemental Finding; Notice of Proposed Rulemaking
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 9 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/09/2022-02343/national-emission-standards-for-hazardous--air-pollutants-coal--and-oil-fired-electric-utility-steam
EPA は、大気浄化法(CAA)第 112 条に基づき石炭および石油火力発電の電気事業用蒸気発生装置(EGU)を規制することは適切でなくかつ必要ではないとする 2020/05/22 の認定を取り消すこと、また、費用を考慮した上で EGU からの有害大気汚染物質(HAP)の排出を規制することが適切かつ必要であるとの 2016/04/25 の認定を再確認する提案、およびこの提案への意見募集を官報公示した。意見の提出は 2022/04/11 まで。

・Notice of Public Meeting: Environmental Justice Considerations for the Development of the Proposed Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) National Primary Drinking Water Regulation (NPDWR)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 9 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/09/2022-02733/notice-of-public-meeting-environmental-ju

stice-considerations-for-the-development-of-the-proposed
EPA は、安全飲料水法(SDWA)の下で提案されているペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の全国一次飲料水規則(NPDWR)の策定に関連する環境正義の考慮事項について討議する同一の２つの公開会議を開催すること、およびこの公開会議で情報を共有し 2022/04/20 まで意見募集を行うことを官報公示した。公開会議は、2022/03/02(13:00-16:00 米国東部時間)および 2022/04/05(17:00-20:00 米国東部時間)に開催される。
・EPA Extends Comment Period for Draft Scope Document for Part Two of Asbestos Risk Evaluation
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年２月 10 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-extends-comment-period-draft-scope-document-part-two-asbestos-risk
EPA は、TSCA に基づくアスベストのリスク評価パート２のスコープ文書(案)への意見募集期間を 2022/02/14 から 2022/03/01 まで 15 日間延長することを発表した。官報公示　→
https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/10/2022-02851/asbestos-part-2-supplemental-evaluation-including-legacy-uses-and-associated-disposals-of-asbestos
・アメリカ環境保護庁、バイオ燃料のバイオベース原料と廃棄物由来原料について、有害物質規制法に基づく製造前届出の審査を円滑化と発表(発表日：2022/01/21)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年２月８日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46748&oversea=1

○カナダ

・Significant New Activity orders and notices of the Chemicals Management Plan
＜カナダ　2022 年２月５日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/initiatives/significant-new-activity-orders-notices.html
カナダ政府は、重要新規活動(SNAc)レビューグループによる見直しの結果、カナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づく SNAc 規定を変更するために国内物質リスト(DSL)を改正する２件の通知を公表し、2022/04/06 まで 60 日間の意見募集を開始した。
カナダ官報(46 物質に対する DSL の改正)　→
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-02-05/html/notice-avis-eng.html#na2
カナダ官報(10 物質に対する DSL の改正)　→
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-02-05/html/notice-avis-eng.html#na1
・1-Nitropropane
＜カナダ　2022 年２月５日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/1-nitropropane.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、１－ニトロプロパン(CAS RN 108-03-2)の最終スクリーニング評価を発表した。評価で当該物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。カナダ官報
→ https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-02-05/html/notice-avis-eng.html#nb3
・Fluorescent brightener 367
＜カナダ　2022 年２月５日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/fluorescent-brightener-367.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、蛍光増白剤 367:2,2'-(naphthalene-1,4-diyl)bis(benzoxazole) (CAS RN 5089-22-5)の最終スクリーニング評価を発表した。評価で当該物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。カナダ官報　→
https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-02-05/html/notice-avis-eng.html#nb1
・Heptamethylnonane

＜カナダ　2022 年 2 月 5 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/heptamethylnonane.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、ヘプタメチルノナン(CAS RN 4390-04-9)の最終スクリーニング評価を発表した。評価で当該物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。カナダ官報
→ https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-02-05/html/notice-avis-eng.html#nb2
・Plastic pollution
＜カナダ　2022 年 2 月 12 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/plastic-pollution.html
カナダ政府は、特定のプラスチック製造品目に対する最低リサイクル含有要件を定める規則案の策定意向を官報公示するとともに、この規則案に関する技術課題書を公開し、2022/03/14 まで 30 日間の意見募集を開始した。カナダ官報
→ https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-02-12/html/notice-avis-eng.html#ne2
規則案に関する技術課題書　→
https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/technical-issues-paper-recycled-content-plastic-manufactured-regulations.html
---

〇オーストラリア

・Addition of equivalent CAS details - 8 February 2022
＜オーストラリア　2022 年 2 月 8 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/addition-equivalent-cas-details-8-february-2022
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019)第 85 条に基づき、工業化学品インベントリにある特定の 6 物質に、同等の CAS 名称と CAS 登録番号を追加したことを通知した。

〇シンガポール

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/SGP/63
＜シンガポール　2022 年 2 月 7 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/176844?FromAllNotifications=True
シンガポール国家環境庁(NEA)は、ストックホルム条約およびロッテルダム条約で検討中の化学物質の管理(案)：環境保護管理法(EPMA)および有害物質規則(EPM)に基づき、5 物質を有害物質(HS)として管理する提案を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2022/04/08 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/SGP/22_1412_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/SGP/22_1412_01_e.pdf
****

[11] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220217.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・アルツハイマー病の発症予測モデル　iPS 細胞と AI で開発　京大など
＜京都新聞　2022 年 2 月 18 日＞　https://nordot.app/867073601497579520?c=39546741839462401
　アルツハイマー病（AD）の発症予測モデルを iPS 細胞（人工多能性幹細胞）と人工知能（AI）の技術を使って開発したと、京都大などのグループが発表した。遺伝子データからリスクを予測することで、早期の介入につなげられる可能性があるという。英科学誌ネイチャー・エイジングに 18 日掲載される。
　AD は 2010 年で世界に 3 千万人の患者がおり、発症には遺伝的な原因が大きいと考えられている。しかし、AD

患者の９割を占める家族の病歴のない孤発性のタイプでは、遺伝的背景を探るのが難しかった。

京大 iPS 細胞研究所の井上治久教授と近藤孝之講師らは、孤発性 AD の患者 102 人から作った iPS 細胞を神経細胞に変化させた。その後、AD の原因とされる異常なタンパク質断片「アミロイドベータ（Aβ）」の量と各患者の遺伝子情報を分析したところ、Aβの量の増減に関わる８個の遺伝子が分かった。さらに、得られた遺伝子情報を AI で分析し、Aβの脳内沈着を予測するモデルもできたという。

井上教授は「アルツハイマー病が発症する前に、遺伝子情報からリスクを予想できる技術につなげたい」と話している。

◇*その他*

・父親の仕事、9 時間半以内に　家事・育児には短縮必要

＜共同通信　2022 年 2 月 16 日＞　https://nordot.app/866619762457493504?c=39546741839462401

6 歳未満の子どもがいる父親が家事・育児に十分な時間を確保するためには、1 日の仕事時間を 9 時間半以内にすることが必要―。国立成育医療研究センター（東京）は、父親の生活時間に関する分析結果を公表した。共働き世帯の増加で父親も育児を担うことが求められており、同センターは「父親への意識啓発だけでなく、企業や社会の環境づくりも不可欠だ」としている。

同センターなどの研究班が、総務省の 2016 年「社会生活基本調査」のデータから分析した。

****

[付録]

◇アサリ、ワカメ、ウナギ…相次ぐ国産偽装の主犯は業者でなく「安いニッポン」

＜DIAMOND online　2022 年 2 月 17 日＞　https://diamond.jp/articles/-/296524

「偽装大国・ニッポン」に成り下がった原因とは

政府は公文書や統計の改ざんを繰り返し、民間企業でも品質検査などの不正が続々と発覚、そして生産者は外国産のものを国産と嘘をつく。ここまでくると、「偽装大国」の汚名を着せられても仕方ないのではないか。

これまで幾度となく発覚してきた「国産偽装」が、ここにきて再びスポットライトを浴びている。きっかけはかねて「産地偽装の温床」と指摘されていたアサリだ。農林水産省が「熊本県産」と売られていたものを DNA 検査したところ、なんと 97%に外国産混入の可能性が高いということがわかったのである。

こういうニュースが全国的な話題になると、各地の行政や警察を同様の事案を次々と発表して、マスコミもこぞって取り上げるため、瞬間風速的な「偽装ドミノ」が起きるのがお約束だ。

静岡では、30 の卸売業者を介して県内外の 400 店舗以上のスーパーなどで販売されていた「鳴門産ワカメ」がすべて外国産だったことが発覚した。奈良の老舗うなぎ屋が「国産ウナギ」として提供していたものが、実は中国産だったというニュースも注目を集めている。

もちろん、これらが氷山の一角であることは言うまでもない。2001 年の雪印の牛肉偽装事件からこの 20 年間、ありとあらゆる分野で「外国産を国産と偽る」という手口が見つかっている。「熊本産アサリ」の偽装も 20 年以上前から延々と繰り返されており、2019 年にも佐賀の水産物販売会社が中国産・韓国産を「国産」と偽って売っていた。良い悪いは別にして、産地偽装は日本の「食」では「よくある話」となってしまっているのだ。

と聞くと、「消費者をだましてまで儲けたいなんて情けない」とか「業界内の悪しき慣習が問題では？」なんて感じで、業界の閉鎖性や、業者のモラルの低さを嘆く方も多いだろう。しかし、実はこの 20 年、産地偽装が続いている本当の原因は「安いニッポン」にある。

「国産偽装ブーム」の生みの親は暴力的な安売り要求

ご存じのように、日本はこの 30 年間、他の先進国が着々と賃上げしてきた中でまったく賃金が上がっていない。かつて日本より低賃金だった韓国にまであっさり抜かれて、平均年収では約 38 万円も低くなっている。

ここまで国民が貧しくなると、企業はコストをギリギリまで切り詰めて、安いモノ、安いサービスを提供していくしか生きる道がない。結果この 30 年あまり、日本ではいたるところで、ガマン比べのような「安売り競争」が繰り広げられてきた。これが「国産偽装ブーム」の生みの親である。

もうちょっと具体的に言うと、「希少品がありえないほど大量にお求めやすい価格で流通している」という日本の消費者マーケットの暴力的な安売り要求が、生産者や業者を「国産偽装」するように追い込んでいるのだ。

どういうことなのか、今回問題になっている「アサリ」を例に説明しよう。
「国産じゃないなんてだまされた、金返せ！」と怒る人はご存じないかもしれないが、実は熊本産に限らず、スーパーに出回っているアサリの多くが「国産」とは言い難い状況にある。
なぜなら「国産アサリ」というのは絶滅寸前だからだ。日本国内のアサリの総漁獲量は 1980 年代まで 14 万トン前後まで増加した後、83 年の 17 万トンをピークにガクンと減少して 16 年には 1 万トンを割り込み、2020 年には 4305 トンまで落ち込んでいる。これはピーク時の 3%ほどとなっている。
ここまで激減すれば普通は、品薄になって価格がつり上がる。海洋資源なので、生産コストの削減や効率化などの「企業努力」でどうにかなる話ではないからだ。
しかし、スーパーに行ってみると、アサリは山ほど売られている。時期によって価格に変動はあるが、アワビやホタテほど高くはない。おかしくないか。
希少な国産アサリがなぜ日本全国津々浦々に流通して、しかも「安い」のか。この謎を解くのが、「中国産アサリ」だ。今回のニュースでもよく紹介されているが、中国からアサリを輸入して、それを日本の沿岸にまくという、いわゆる「畜養」をして一定期間が過ぎれば「国産アサリ」を名乗っていいのだ。

「国産ウナギ」も中国産だらけ

ちなみに、このような将棋の「歩」が敵陣に入ると急に「と金」へ変わるようなご都合主義的なルールは「国産ウナギ」も同じだ。
日本国内の池で養殖されたウナギは「国産ウナギ」と名乗ることができるのだが、実はその稚魚のほとんどは外国から輸入されたもので、19 年は 75%が輸入稚魚だった。つまり、日本人の多くは、うなぎ屋へ行って、「国産」のうな重を頬張って、「このふっくらとした身はさすが国産だ」なんてことを言っているが、実はそのウナギはかなりの確率で「中国産」なのだ。
要するに、ここでも「中国産」を海に撒いて国産として売る、アサリと同じ偽装スキームが用いられているのだ。
冷静に考えるとこんな茶番はないのではないか。政府やマスコミは、やれ SDGs だなんだと「日本の生態系が壊れるから、海外からの外来種は気軽に入れてはいけません」なんてことを呼びかけている。しかし、実は日本の沿岸ではもう何十年も前から、中国産・韓国産アサリによる生態系の破壊がガッツリと進んでいたのである。
では、なぜこんな「欺瞞」がまかり通ってしまうのかというと、この 30 年の「安いニッポン」のせいだ。

「安さ」ファーストでモラルハザード

今の日本は「安さ」こそが何をおいても優先される。「安さ」を実現することは庶民のためであり、企業の責務だ。そうなれば当然、「安い国産アサリを全国の消費者にお届けする」という大義名分さえあれば、外来種による生態系など大した問題ではない。…というモラルハザードがいとも簡単に起きてしまう。
このような「安い国産」に応えようと奮闘するあまりに、モラルがぶっ壊れてしまう。これが、日本の生産者や業者が次々と「国産偽装」に手を染めてしまう本質的な理由でもある。
例えば、2017 年に「週刊ダイヤモンド」でも『「JA のコメ」に産地偽装の疑い、魚沼産に中国産混入』というスクープが大きな話題になっている。
言われてみれば、これは確かに納得の話で、魚沼という限られた地域だけで取れた米が、全国に大量に流通してしかも手軽に買えることなど「ありえない」のだ。その無茶苦茶な話を可能としていたのが、「中国産によるかさ上げ」だっだというわけである。国産アサリや国産ウナギも全く同じ構造で、極めてオーソドックスな国産偽装スキームといえる。
では、なぜそんなモラルに欠けたことをしてしまうのか。
いろいろな意見はあるだろうが、根底にあるのは、「魚沼産の米を全国の消費者に安くお届けする」という大義名分に固執するあまり、モラルが壊れてしまったのではないかと思っている。
そして、このモラルハザードの背中を押しているのが、他でもない我々消費者だ。
漁獲量などの減少や原油高などで本来は「国産」はどんどん価格がつり上がっていかなければおかしい。しかし、「安いニッポン」においては、給料も上がっていない消費者は「値上げ」など到底受け入れられない。
かと言って、「じゃあ、安い外国産を買ったら」とはならない。日本政策金融公庫が、2020 年に全国の 20～70 歳代の男女 2000 人にアンケートをしたところ、74%が国産にこだわっていると回答。この傾向は年齢が高いほど強くなっており、20 歳代が 58.7%だったが、70 歳代になると 85.6%となっている。

つまり、日本の消費者というのは、「安い国産」を強烈に欲しているという特徴があるのだ。生産者からすればそんなムシのいい話はありえない。しかし、この「ありえない」を実現しないことには、流通にさえ乗せてもらえないのが、「安いニッポン」の現実だ。

日本人の「安さ」へのこだわりこそ「闇が深い」

それがうかがえるのが、激安価格で、庶民の味方と称されるディスカウントスーパーマーケットのオーケーが取り扱っていた花王の製品の 3 割の販売を取りやめたことだ。報道によればその理由は、「値上げ」である可能性が高い。「安さ」で消費者の支持を得てきたオーケー側からすれば、原材料費の高騰だなんだというのは企業側が努力で解決してもらいたいことであって、それを価格に転嫁することなど到底受け入れられないというわけだ。

日本の流通は、花王ほどの大企業が相手であっても、「値上げ」にこれだけシビアな対応をするのだ。もし、アサリ生産者や卸業者が「ピーク時の 3%まで漁獲量が落ち込んでいるので、値上げさせてください」などと言おうものなら即刻、取引中止だろう。

そうなると、生産者や卸業者は生き残るために、「安い国産」を偽装するしかない。

ただ、これは流通側がプレッシャーをかけているのが悪いという話ではなく、つきつめていけばやはり我々消費者に問題がある。

東京大学の渡辺努教授の研究室で、米国や英国などの先進国の消費者と、日本の消費者に対して「スーパーでいつも買う商品が値上がりしているのを見たときどうするか」とアンケートを行ったところ、米国や英国などの消費者は値上がりをしていても、やむなしと受け止め、高くなった商品を買うという答えが多かった。原料の価格が上がったり人件費などが上がればしょうがないと、値上がりを受け入れるのだ。

しかし、日本人は多くが、その店で買うのをやめて、元の価格で売っている別な店を探すという回答が多かったという。

つまり、日本の流通が、メーカーや生産者に対して「値下げするな」と無言の圧力をかけているのは、世界でもトップレベルで「安さ」に執着して、「国産品」に強いこだわりをもつ日本の消費者を敵に回さないためだ。流通や小売りにしても生き残るためには、生産者や卸業者に「安い国産」を求めていくしかないのである。

歴史をさかのぼれば、産地偽装というのは戦前から確認されている。

銀座のデパートで売られていた近江牛が、その他の地域の牛だったというほのぼのとしたものから、米の値段が値上がりして清国産の米が混ぜられたなんていう、現代にも通じる産地偽装が昭和初期から確認されている。

しかし、この 20 年ほど、産地偽装がたて続けに起こっている時代はない。

確かに、昔と比べたらチェック機能が格段に向上しているということもあるが、筆者には消費者が「安さ」をこれまで以上に強く求めるようになった「安いニッポン」の弊害もあるのではないか、と考えている。

よく産地偽装のニュースになると、その業界の構造的な問題が指摘され、「闇が深い」などと評される。しかし、最も闇が深いのは、国内生産者たちが置かれた厳しい現実を直視せず、「お客様は神様だろ」と言わんばかりに、「安い国産を食べさせろ」と叫び続ける我々消費者の身勝手さなのではないか。

********** 以上 **********